

令和4年度 独立行政法人統計センター契約監視委員会議事概要

開催日時 及び場所	令和4年6月 13 日(月) 独立行政法人統計センター3階第1会議室
メンバー (敬称略)	委員長 藤谷 護人 弁護士法人エルティ総合法律事務所 所長(弁護士) 委員 文野 清正 公認会計士・税理士 委員 内野 恵美 独立行政法人統計センター監事 委員 山中 浩子 独立行政法人統計センター監事 (委員(欠席)) 小笠原 直 監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員(公認会計士)
議事次第	1. 開会 2. 議事 (1) 令和3年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画自己評価について (2) 令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画について (3) 契約監視委員会で審議が必要な契約案件 ① 競争性のない新たな随意契約案件 ② 令和2年度・令和3年度2ヵ年度連続の一者応札・応募案件 3. 理事長挨拶 4. 閉会
議事概要	1. 令和3年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価 ・令和3年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価(案)について原案のとおり承認を得た。 2. 令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画 ・令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画(案)について審議を行った結果、一部修正を行い、修正案のとおり承認を得た。 3. 契約監視委員会で審議が必要な契約案件 ・競争性のない新たな随意契約案件(3件)について審議を行い、原案のとおり承認を得た。 ・令和2年度・令和3年度2ヵ年度連続の一者応札・応募案件については対象案件なし。

【議事1】令和3年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価	
質問・意見	回答
資料2 重点的に取り組む分野において、PDCA サイクルによる分析が的確に行われており、非常に評価できる。今後も同様の分析ができるよう対応していただきたい。	ご意見等踏まえ、引き続き対応して参りたい。
資料2 <<発注者以外の職員の立会い等による検収の徹底>>(1)納品成果物の確認において、少額随意契約以外は現物確認するとある。令和4年度も同様にしていくことになると思うが、履行確認ができるチェックリストのようなものがあると良い。	仕様書に履行業務を記載しており、仕様内容に沿って検収確認している。 また、納品チェック表を作成し、監督職員及び検査職員以外の職員(財務課調達係)で現物確認を行うなど不祥事等の発生防止に努めている。
資料2 <<発注者以外の職員の立会い等による検収の徹底>>(2)調達担当者に対する研修の実施において、調達手続に不備等が発生しないよう研修を実施しているのは理解できるが、この研修による成果等が分かるものはないか。	研修の成果を明確化するのは難しいと考えるが、次年度以降は、研修の効果による検査精度の向上などを目的とし、更なる研修内容の充実を図り、統計センターの事業に影響のないよう進めていく。

【議事2】令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画	
質問・意見	回答
資料3 2重点的に取り組む分野 (1)合理的な調達への改善における「電子メールを活用した取組を実施し」については、電子メールにおける開札時のタイムラグや透明性の確保の観点等に注意しながら進めてほしい。 また、応札予定者からメールで質問等あった場合、他の応札参加予定者へも情報を開示するなど、公平性の確保に努めてもらいたい。 電子メールの利用により、ウイルス感染も考えられるため、運用する際には、セキュリティ対策の必要もある。	開札時のタイムラグや他の応札予定者等に不信感を抱かせないよう透明性の確保等について、今後十分に検討し、電子メールでの運用においても、セキュリティ対策を行いつつ、入札参加者の拡大を図って参りたい。
資料3 3調達に関するガバナンスの徹底<<発注者以外の職員の立ち合い等による検収の徹底>>(1) 検収の徹底について、民間委託に係る案件も増加している中で、どのような観点で何を対象として履行確認を行うのか、明確に目標を記載したほうがよい。	仕様書に履行内容や期限等を記載しており、この内容に沿って検収を行っている。 なお、民間委託の増加に伴う履行確認の重要性を踏まえ、少額随意契約以外の納品成果物については、検査職員以外の職員も加わり、「独立行政法人統計センター契約事務取扱要領(第28条)検査の方法」に基づき、検収の徹底を図ることとする。

【議事3】契約監視委員会で審議が必要な案件

質問・意見	回答
<p>資料4 令和3年度競争性のない新たな随意契約において、契約が適正かどうか検証を行ったという認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおり。 新たな随意契約については、随意契約適正化検証チームで、統計センター会計規程等との整合性や競争性のある調達手続の実施の可否など契約締結前に検証され適正だと判断されている。</p>
<p>資料4 令和3年度 競争性のない新たな随意契約の「令和3年度経済センサスー活動調査 産業小分類符号格付業務」の入札において、不落随契となっているが、予定価格の積算は適正にできていたか。</p>	<p>予定価格の積算にあたり、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して算出しており、当該調達の場合、契約相手方の辞退前に入札金額と予定価格に大きな乖離はなかったところ。 したがって、適正に積算されていたと判断している。</p>
<p>資料4 令和3年度 競争性のない新たな随意契約の「令和3年度経済センサスー活動調査 産業小分類符号格付業務」において、当初契約より金額が大幅に増えている。予定件数を仕様書等に記載していなかったのか。 また、件数の増減による変更契約の判断において、具体的なルールを明確化しているのか。</p>	<p>予定件数は、仕様書に記載している。しかし、コロナ禍における情勢等から、当初の想定よりも大幅に件数が増加したため、変更契約を実施したものである。 件数の増減による変更契約の判断は、契約の内容や性質に応じて異なるため、具体的なルールを明確化するのには、難しいところであるが、相互に不利益が生じないように、対応していく。</p>